

2 困難を抱える状況

2-1 広義のひきこもり群

本調査では、「こども・若者の意識と生活に関する調査」（令和5年3月内閣府）の定義による「広義のひきこもり群」を算出しました。

2-2 広義のひきこもり群の定義の概要

- ・ 普段の外出状況の問で「趣味の用事のときだけ」、「近所のコンビニなど」、「自室からは出るが、家からは出ない」、「自室からほとんど出ない」と回答し、かつ、その状況が6か月以上と回答した者
- ・ かつ、下記①～④以外の者
①病気、②「妊娠、介護の担い手、出産育児を理由に現在の状況になった、仕事が専業主婦や家事手伝い、普段自宅で家事、育児、介護・看護をしている」かつ「家族以外の人と会話した」、③仕事が会社役員、自営業・自由業、④「家族従業者・内職、仕事がパート・アルバイトや正社員、自宅で仕事をしていることを理由に現在の状況になった、普段自宅で仕事をする」かつ「現在、就業している」
- ・ 「狭義のひきこもり群」は0%で、「準ひきこもり群」は2.4%、「狭義のひきこもり群」と「準ひきこもり群」である「広義の引きこもり群」は2.4%でした。

調査数	ひきこもり細区分 上段：実数、下段：%				
	広義のひきこもり群			広義のひきこもり群以外	無回答
		狭義のひきこもり群	準ひきこもり群		
452	11	0	11	431	10
100.0	2.4	0.0	2.4	95.4	2.2

2-3 生活困難について

本調査では、子育て世帯の困難状況を把握するため、所得と家計圧迫による生活困難度で区分し、経済的な背景による生活困難を抱えていると考えられる家庭の状況を分析しました。

生活困難度区分は、東京都子供の生活実態調査報告書【小中高校生等調査】の方法を参考にしました。生活困難層と一般層でクロス集計し、有意な差があった項目について、「第4章 6 子どもから把握した状況、7 保護者から把握した状況」で（クロス集計）分析しました。

区分基準	目的・根拠	細区分	区分方法
生活困難	経済面での困難の状況を把握する 東京都子供の生活実態調査（平成29年3月）を参考	一般層	下記以外
		生活困難層	困窮層の①～③のいずれかにあてはまる世帯
		生活困難層	以下の2つ以上にあてはまる世帯 ①等価可処分所得 ^{※3} が厚生労働省「2022年国民生活基礎調査」 ^{※4} による2021（令和3）年の貧困線「127万円」未満 ②家計の圧迫（電気料金、ガス料金、水道料金、食料、衣服が払えない状況） ③子どもの体験や所有物に関する15項目 ^{※5} のうち経済的な理由で欠如しているのが3項目以上

区分（判断）した設問については、「第4章 3-2 生活困難の状況判断の項目とその関連状況」を参照してください。

- ・「困窮層」は6.9%、「周辺層」は13.1%、「困窮層」と「周辺層」である「生活困難層」は19.9%でした。

調査数	生活困難層区分 上段：実数、下段：%			
	生活困難層			一般層
		困窮層	周辺層	
452	90	31	59	362
100.0	19.9	6.9	13.1	80.1

※3 収入のうち、税金や社会保険料などを除いた所得で、自分で自由に使える手取り収入のこと。給与所得者の場合は、「給与収入金額－（社会保険料＋所得税・住民税の額）」がこれに当たる。

※4 保健、医療、福祉、年金、所得など国民生活の基礎的な事柄について調査することを目的として、1986年（昭和61年）から厚生労働省が毎年実施している。相対的貧困率については3年ごとに算出されている。

※5 子どもの体験や所有物に関する15項目：1)海水浴に行く、2)博物館・科学館・美術館などに行く、3)キャンプやバーベキューに行く、4)スポーツ観戦や劇場に行く、5)遊園地やテーマパークに行く、6)毎月お小遣いを渡す、7)毎年新しい（お古でない）洋服・靴を買う、8)習い事（音楽、スポーツ、習字（しゅうじ）等）に通わせる、9)学習塾に通わせる（または家庭教師に来てもらう、オンライン含む）、10)お誕生日のお祝いをする、11)年に1回くらい家族旅行に行く、12)クリスマスのプレゼントや正月のお年玉をあげる、13)修学旅行などお金がかかる学校の活動、14)パソコンかタブレットを与える、15)スマートフォンを与える